

第 3 回リニア駅周辺整備デザイン会議以降の経過報告

第 3 回リニア駅周辺整備デザイン会議 (6/11 開催)

【主な意見・課題等】

- ①長野・伊那谷・飯田としての魅力表現が必要
- ②地域と連携した広場空間が必要
- ③バリアフリー等への配慮が必要
- ④必要となる交通機能の確認が必要
- ⑤駅周辺の利活用の具体化が必要
- ⑥駅周辺の景観形成が必要 等

各視点から見た課題へのアプローチ

第 3～4 回リニア駅周辺整備に関する市民ワークショップ

- ・第 3 回：設計プランに対する良いと思うところ、心配に思うところ
- ・第 4 回：修正プランに対する意見、アイデア

実施日：7/12、9/25

学識者との個別協議等【7/5～10/1 まで適宜実施】

- ・小澤委員長 [設計プラン、環境エネルギー]
- ・北川原委員 [設計プラン、デザイン]
- ・大西委員 [市民参画、官民連携]
- ・鈴木委員 [交通計画]
- ・上原委員 [ランドスケープ、グリーンインフラ]

交通事業者へのヒンリング・・・詳細は右ページに記載

- ・アップルキャブ、アルピコ交通、飯田タクシー、伊那バス、信南交通

※50 音順

関係機関協議 (主な協議・調整事項)・・・詳細は右ページに記載

- ・JR 東海 (南北道路、高架下空間)
- ・長野県都市・まちづくり課 (都市計画決定、交付金等)
- ・長野県飯田建設事務所 (土曾川横断道路、調整池、建築計画)
- ・井水管理組合 (用水の利活用)

など

第 7 回学識者専門委員会 (10/2)

- ・基本設計プランについて
- ・デザインノートについて

第 4 回リニア駅周辺整備デザイン会議 (10/16)

第 3 回デザイン会議以降の関係機関協議等の状況

関係機関	実施日	調整事項	結果概要
J R 東海	6 月 19 日 7 月 27 日 9 月 21 日	○高架下空間の範囲について ○常時、車両通行が可能な高架下接続道路について ○荷捌きスペースの位置について ○高架柱スパンについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R より飯田市が利用可能な高架下の範囲を提示。 ・ 常時、車両通行が可能な北口駐車場と南口駐車場を高架下で接続する道路の整備の可能性について協議し、困難との回答。 ・ 乗降場の利用に支障がない位置に荷捌きスペースの配置が可能か協議し、概ねの方向性を確認。 ・ 高架下利用可能範囲において高架柱スパンの拡大が可能か協議し、リニアの構造上の制約が大きく困難と回答。
長野県 都市・まちづくり課	6 月 25 日 7 月 26 日	○都市計画決定 ○都市再生整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通広場については、東西道路に付帯する施設として決定を行う方針。 ・ 都市再生整備計画で検討する方針。
長野県 飯田建設事務所	7 月 11 日 9 月 13 日	○土曾川横断道路について ○分棟型の魅力発信施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に対して協議、了承。引き続きの協議として、国道 153 号との調整及び土曾川の流下能力の確認等。 ・ 道路法と建築基準法等の整理のなかで、適用制度の継続協議を確認。
交通事業者 ・アップルキャブ ・アルピコ交通(株) ・(有)飯田タクシー ・伊那バス(株) ・信南交通(株)	8 月 2 日 8 月 8 日 9 月 6 日	○乗降場について ○待機場について ○待合所、乗車券売場について ○改札からの乗換について ○今後の二次交通について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗降場の台数は計画台数で了承。バスは北口に集約した方が判り易いとの要望。 ・ 多目的空間の位置は計画位置で了承。将来の需要が未知数のため、多目的空間を利用できる計画が希望。バスは、観光バスの乗降場を含めて 6～10 台必要で、観光シーズンに集中した場合は多目的空間を活用して運行することは可能。 ・ 待合所は共用とし、乗車券売場とともに高架下空間に配置する計画で了承。 ・ 県道市場桜町線とコンコースの高さの関係から、北口交通広場を東端に配置する計画で了承。改札から乗降場までは段差が無い整備を希望。 ・ 現在の路線バスの運行を継続していくことは全国的に難しい状況となっており、リニア開業時に路線バスという形態が基本インフラとして現状をベースに考えるのは難しい。新たな枠組みで二次交通の検討が必要。
井水管理組合	10 月 12 日	○用水の利活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺整備区域内に、井水を活用した空間整備を行う方針を確認。 ・ 維持管理方法については、継続協議が必要。